

定期検査に代わる計量士による検査（代検査）とは

はかりの定期検査には、県など公的機関のほかに計量士による検査もおこなうことができます。（計量法第 25 条）

どちらの検査を受けるかは、受検者の意思で選択することができます。

○県の検査と代検査の違い

項目	県の検査	代検査
検査の実施会場	・県知事が公示した検査会場（集合場所検査） ・法で定める要件を満たした場合のみ受検者の事業所（所在場所検査）	受検者の事業所 （はかりの所在場所）
検査手数料	県手数料条例に定める額	実施計量士が定める額
土日祝日等の受験	なし	計量士と相談
検査時間	各市町で設定した検査会場毎に定めた時間	計量士と相談
検査時期	県知事が公示した時期	原則として県が定めた実施期間初日を基準に、1 年前から 10 日前までの間

○検査の受検方法

県の行う検査では、検査日時があらかじめ設定されており、はかりを検査会場に持ち込まなければなりません。代検査の場合には、計量士と協議のうえ計量士が受検者の事業所へ赴き検査を受けることができます。

○代検査の流れ

- 受検者⇒計量士へ検査を依頼
- 計量士⇒検査を実施（県が定めた実施 10 日前までに）
- 計量士⇒県知事に検査を実施したことを報告（原則、受検者の届出ですが、計量士が代行しています）
- 県知事⇒届出を受理し、名簿を整理し集合場所検査対象から削除